

はじめに

我孫子市では、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちがのびのび成長していける環境を整えるために、平成16（2004）年度に第一次子ども総合計画を策定し、子どもの育ちや子育てに関する施策を総合的に進めてきました。

本市は、保育園等の待機児童ゼロを昭和61（1986）年から堅持し、仕事と子育ての両立を支援しています。また、令和6（2024）年度には我孫子市保健センター我孫子駅前妊娠・育児相談窓口を開設し、保健師等による対面での面接を全数行う環境を整えたほか、子育ての不安を軽減するため、新たに、我孫子市LINE公式アカウントに「子ども・子育て相談窓口」を設置し、相談窓口の体制を充実させました。

近年、子育てや暮らしのあり方が多様化し、急速に進展する少子化や子どもの貧困、児童虐待等、多岐にわたる課題に対応していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、こども基本法・こども大綱を勘案し、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」・「子ども・若者計画」を盛り込んだこども計画として、第五次我孫子市こども総合計画を策定しました。

子どもは未来の光であり、社会の大切な宝です。将来の社会を担う子どもたちが我孫子の豊かな自然と人々の温かい愛に包まれて自分らしく育つことは、我孫子の未来を築くことにつながります。

子どもたちのために何が最もよいことかを常に考え、子どもたちが健やかに幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、本市は、令和5（2023）年にこども家庭庁が推奨するこどもまんなか応援サポーターを宣言しました。

子どもたちが幸せに暮らせるよう、子どもたちの意見を聴き、その意見を尊重し、常に子どもたちの今とこれからのためにとって最もよいことは何かを考え、皆で支えられる社会を目指します。

市民の皆様にもより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、我孫子市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で貴重なご意見・ご協力をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和7（2025）年3月

我孫子市長 星野 順一郎



子どもたちを取り巻く環境は、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化等、昨今の社会的背景によって大きく変化しています。子どもたちが社会の変化に対応し、困難な状況を乗り越え、たくましく生きていくためには、「生きる力」を育むことが重要です。

我孫子市では、地域と学校が一体となり、小中学校9年間を繋ぐ小中一貫教育を進めています。小中一貫教育を通じて、「ふるさと我孫子を愛し、誇りに思う子ども」「確かな学力を身につけ、夢を持ちチャレンジする子ども」「自分に自信を持ち、自他を大切にする子ども」を三本の柱として、社会に貢献できる自立した大人になるための基盤であるたくましく生きる力の育成に取り組んでいます。

令和4（2022）年4月から、我孫子市内全小中学校19校でコミュニティ・スクールがスタートしました。学校運営に地域の声を積極的にいかし、地域と一体となって、子どもたちの豊かな成長を支えています。

学校の中だけではなく、地域の中で人や自然、文化や歴史等に触れながら学ぶ体験活動は、子どもたちが社会を生き抜くために必要な能力や自己肯定感を養うことができる成長の場です。子どもたち一人ひとりが持つ可能性を最大限に発揮することができるような学びや体験の機会を提供していきたいと思っています。

そして、子どもたちのために、地域の大人たちが集まり、行動することで、大人たちもまた学び、成長し、大きな地域の力へと発展していくと信じています。

本市の子どもたちの未来が明るく希望に満ちたものであることを心から願っております。



令和7（2025）年3月

我孫子市教育委員会教育長 丸 智彦

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の性格と位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
5 こども、子ども、若者の定義	6
6 計画の策定体制	8
第2章 我孫子市の子どもと子育て家庭の現状	9
1 我孫子市の状況	10
2 調査結果からみえる現状	20
3 前計画の検証	35
第3章 計画の基本的な考え方	39
1 基本理念・基本的な視点・基本目標・成果指標	40
2 施策の体系	46
第4章 施策の展開	49
基本目標1 誰もが安心して子育てできるまち	50
1-1 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法に基づく）	50
1 子ども・子育て支援事業計画の概要	50
2 教育・保育給付及び施設等利用給付	51
3 教育・保育提供区域の設定	52
4 子どものための教育・保育給付	52
5 乳児等のための支援給付	70
6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	71
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	72
8 基本指針に基づく任意記載事項	73
9 地域子ども・子育て支援事業	74
1-2 子育て支援サービスと教育・保育サービスの充実	97
1-3 共育での推進	99
1-4 子育て家庭への経済的支援	100
基本目標2 子どもと親が健やかに暮らせるまち	102
2-1 親と子の健康づくりの推進	102
2-2 子ども・若者の健康づくりと食育の推進	104
基本目標3 子ども・若者がのびやかに自分の力を発揮できるまち（子ども・若者の権利）	105
3-1 子どもの発達に応じた教育と支援の推進	105
3-2 子ども虐待防止対策の充実	107

3-3	いじめ防止対策・不登校への対応の充実	108
3-4	子ども・若者の居場所と体験活動の充実	110
3-5	子ども・若者の権利擁護の充実	113
基本目標4	地域で子ども・若者を見守るやさしいまち	116
4-1	地域の力で子ども・若者を育む取組の推進	116
4-2	安全・安心で生活しやすい環境づくり	118
基本目標5	多様な支援を必要とする子ども・若者を支えるまち	120
5-1	障害のある子ども・若者や発達に支援が必要な子ども・若者と 家庭に対する支援の充実	120
5-2	生活に困難を抱える子どもとその家庭に対する支援の充実 (我孫子市こどもの貧困の解消に向けた対策計画)	124
第5章	計画の推進	133
1	計画の推進体制	134
2	計画の進行管理と評価	134
3	子ども・若者・子育て当事者等からの意見聴取	135
4	こども・子育て支援事業債	135
参考資料		137
1	子ども・子育てをめぐる市のこれまでの取組	138
2	我孫子市子ども・子育て会議条例	140
3	我孫子市子ども・子育て会議委員名簿	141
4	計画の策定経過	142
5	用語解説	143

こども、子ども、子供 表記について

本計画書において、次の場合を除き、「子ども」表記を用いるものとする。

- ①こども基本法の基本理念として、すべてのこどもはその健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしていることから、本計画書の名称「第五次我孫子市こども総合計画」及び基本理念「あびこの自然や人の愛に包まれてこどもが自分らしく育つまち」については、ひらがな表記の「こども」を用いる。
また、「我孫子市こどもの貧困の解消に向けた対策計画」についても、ひらがな表記の「こども」を用いる。
- ②こども基本法施行、こども家庭庁創設後の国の取組、政策等については、特別な場合を除き、ひらがな表記の「こども」を用いる。(P.2、P.41、P.114)
- ③法令等に根拠がある語を用いる場合
例：子供・若者育成支援大綱、子供の貧困対策に関する大綱等
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律における「認定こども園」
- ④法律名や事業名、組織名等、固有名詞を用いる場合
例：「こども基本法」「こども家庭庁」「こども発達センター」